

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第52号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年5月13日（日） 14時35分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市八木港 姫路市所在の姫路八木港西防波堤灯台から真方位340° 180m 付近 （概位 北緯34° 46.3′ 東経134° 43.3′）
事故等調査の経過	平成24年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート ナンバーワン、14トン
船舶番号、船舶所有者等	243-21253兵庫、有限会社姫路カーサービス
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者13人（大人7人、学生2人、幼児4人）を乗せ、水上オートバイの航走を見るために八木港の陸岸寄りを航行中、平成24年5月13日14時35分ごろ浅所に乗り揚げた。 本船は、巡視艇により引き出された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、八木港を航行中、陸岸に接近して航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、八木港を航行中、陸岸に接近して航行したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。